

エイズ対策について

我が国のエイズ対策は、平成11年（1999年）、感染症予防法に基づき策定された「エイズ予防指針」に沿って講じられてきた。同指針については、エイズの発生動向の変化等を踏まえて、抜本的な見直しを行い、本年4月から施行したところ。

今後は、新たな「エイズ予防指針」に基づき、国と地方の役割分担のもと、人権を尊重しつつ、普及啓発及び教育、検査・相談体制の充実、医療提供体制の再構築などの施策に取り組むこととしている。

1. 発生動向等の現状

- ・ HIV感染者・エイズ患者の発生動向については、先進国と比べ罹患率は低いが、増加傾向
- ・ 新規HIV感染者のうち、性的接触が98%、男性の同性間性的接触（いわゆるMSM）が64%、20代から30代が72%
- ・ 東京を中心とした関東・甲信越ブロック以外の地方大都市圏においても報告数が増加し、地域拡散化
- ・ エイズ拠点病院369か所のうち、一部の医療機関へ感染者・患者が集中

2. 新たなエイズ予防指針の基本的な考え方（3本柱）

- ① 疾病概念の変化を踏まえた施策の展開
 - * 「不治の特別な病」から「コントロール可能な一般的な病」へ
1997年以降、多剤併用療法の導入により死亡率が激減
- ② 国と地方公共団体の役割分担の明確化
 - * 都道府県等が中心となった取り組みへ
- ③ 施策の重点化・計画化
 - * 施策対象者の重点化（同性愛者や青少年に重点を置いた普及啓発）
 - * 都道府県レベルの「中核拠点病院」の指定等
 - * 重点指導の対象となる都道府県等の選定、都道府県等における「エイズ対策計画」の策定